

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルとして保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。
- ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。
- ・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。
- ・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 群馬県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成され、住民に関する記録を正確かつ統一的行う制度であり、住民の利便を増進するとともに、行政の合理化に資することを目的としている。 具体的に群馬県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報(※)に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③群馬県知事から本人確認情報に係る群馬県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 ※本人確認情報とは、4情報(氏名、性別、生年月日及び住所の4つの情報のことをいう。以下、同じ。)、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報のことをいう。以下同じ。</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 群馬県は、市町村における市町村CS、群馬県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③群馬県知事から附票本人確認情報に係る群馬県のその他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③システムの名称	<p>1. 住民基本台帳ネットワークシステム 2. 附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (令和元年5月31日法律第16号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
<p>②法令上の根拠</p>	
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>総務部市町村課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ・群馬県総務部市町村課行政係(電話番号 027-226-2214) ・群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公関係(電話番号 027-226-2270)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	群馬県総務部市町村課行政係 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話番号 027-226-2214

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 - 5. 評価実施機関における担当部署 - ②所属長の役職名	市町村課長 松本 博崇	課長	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和2年10月19日	I 関連情報 - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - 請求先	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	時点修正
令和5年12月1日	表紙 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該システムは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。 ・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。 ・利用者がシステムを利用した際に履歴が残る仕組みとなっており、当該履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。 ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルとして保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。 ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。 ・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。 ・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。 	事前	全項目評価書と平仄を合わせるための改正
令和5年12月1日	I 関連情報 - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新設	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。	事前	附票連携システムに関する内容の追記
令和5年12月1日	I 関連情報 - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新設	<p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>群馬県は、市町村における市町村OS、群馬県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③群馬県知事から附票本人確認情報に係る群馬県のその他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会 	事前	附票連携システムに関する内容の追記
令和5年12月1日	I 関連情報 - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳ネットワークシステム 2. 附票連携システム <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I 関連情報 - 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	附票連携システムに関する内容の追記
令和5年12月1日	I 関連情報 - 3. 個人番号の利用	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (令和元年5月31日法律第16号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	附票連携システムに関する内容の追記
令和5年12月1日	II しきい値判断項目 - 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点		事後	時点修正
令和5年12月1日	II しきい値判断項目 - 2. 取扱者 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点		事後	時点修正